

糸白見地区防災計画

1. 基本的な考え方

この計画は糸白見自主防災会の防災活動に必要な事項を定め、「自分たちの地域は自分たちで守る」という心構えで、地域みんなで助け合いながら、災害に強い村づくりを進めます。

2. 計画の対象範囲

糸白見地内に居住する全ての住民。

3. 地区の特性

(1) 自然特性

- 山に囲まれ八東川と糸白見川が合流する地域である。
- 土砂災害警戒区域に指定されている区域がある。
- 土石流警戒溪流がある。
- 昭和36年9月16日第2室戸台風で土石流が発生し住宅に被害が発生した。
- 八東川、糸白見川の堤防の決壊、橋の損壊が想定される。
- 洪水浸水想定区域がある。
- 大雪による家屋の損壊、用水路の堰止めによる浸水が想定される。

(2) 社会特性

- 人口減少とともに高齢化が進み高齢化率は60%を超えている。
- 一人暮らしの高齢者が増加している。
- 支え愛マップを毎年更新し、災害時要支援者・支援者の確認を行っている。
- 災害時要支援者個別避難計画の作成に取り掛かっている。
- 実災害を想定した避難訓練を実施している。

4. 地域の防災対策

(1) 防災体制

糸白見自治会	人 口：107	世帯数：46	事業所数：3
1 自主防災組織の体制	役 員	自治会役職 [氏 名]	電話番号
	会 長	[山根 香華]	0858-
	副 会 長	自治会長 [岡崎 周治]	090-
	情報連絡班長	会長兼務	
	消火班長	自警団長 [山根 忠男]	0858-

	要支援者班長	前自警団長	
	給食給水班長	[岡崎 好美]	0858-
2 避難場所等	施設名	管理者	電話番号
① 避難場所	糸白見公民館	公民館長	
② 避難場所 (町指定)	若桜学園 ドリーミー	教育長 社会福祉協議会会長	0858-82- 0858-82-0254
③ 避難経路	支え愛マップに記入		
3 緊急時の 連絡先	連絡先		電話番号
	若桜町役場		0858-82-2211
	東部消防局		1 1 9
	八頭消防署		0858-85-1211
	八頭消防署若桜出張所		0858-82-1611
	警察本部		1 1 0
	郡家警察署		0858-72-0110
	若桜駐在所		0858-82-0042
	岩屋堂駐在所		0858-83-0800
	わかさ生協診療所		0858-82-0533
	柿坂医院		0858-82-0076
	わかさあすなろ		0858-82-5151
	中国電力株式会社		0120-465210
	ガス(有)西尾電機商会(八頭町・若桜町担当)		0858-72-0057
(株)NTT西日本		0120-444113	
4 その他	災害用伝言ダイヤル		1 7 1

(2) 活動体制

災害発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行うため、次のとおり防災組織を編成して災害時の任務を分担する。

組織	班長等	活動内容等
会 長	防災担当	自主防災会の事業に関する総括。 支え愛マップ、個別避難計画の更新 災害発生時の応急活動の指揮命令
副 会 長	自治会長	防災訓練等実施計画の策定、災害発生時の会長補佐 支え愛マップ、要支援者台帳・個別避難計画の管理
情報連絡班	自治会長兼務	災害情報の収集 町・防災機関への伝達
消 火 班	自警団長	初期消火活動 消火栓・消火器の管理点検
要支援者班	自警団長兼務	要支援者の避難及び支援活動、避難資機材の点検管理
給食給水班	副自治会長	炊き出し等の給食給水活動、備蓄食糧等の管理

5. 計画事項

この計画に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 防災訓練の実施に関する事。
- (2) 情報の収集及び伝達に関する事。
- (3) 避難に関する事。
- (4) 災害時要援護者対策に関する事。
- (5) 給食・給水に関する事。
- (6) 防災資機材等の整備及び管理に関する事。
- (7) 支え愛マップ・災害時要支援者個別避難計画の維持管理に関する事。

6. 防災訓練

災害発生に備えて、情報の収集及び伝達、初期消火、避難誘導等が迅速かつ的確に行えるようにするため、次により防災訓練を実施する。

(1) 訓練の種類

- ① 情報収集及び伝達訓練
- ② 初期消火訓練
- ③ 避難誘導訓練
- ④ 救出・救護訓練
- ⑤ 給食・給水訓練

上記の内容を取り入れた総合的な訓練を行うものとする。

- (2) 訓練の実施に際しては、その目的、実施要領等を明らかにした訓練実施計画を作成し、事前に住民に配布する。
- (3) 訓練の時期は、原則として年一回「防災の日」の前後の日曜日に実施する。

7. 情報の伝達訓練

被害状況を正確かつ迅速に把握し、適切な応急措置をとるため、情報の収集及び伝達を次により行う。

- (1) 情報連絡班は、地域内の災害情報、防災関係機関、報道機関等の提供する情報を収集するとともに、必要と認める情報を地域住民、防災関係機関等に伝達する。
- (2) 情報の収集伝達は、電話(携帯・IP電話)、テレビ、ラジオ、有線放送、防災無線屋外スピーカー、伝令等による。

8. 出火防止及び初期消火

(1) 出火防止

大規模地震等においては、火災の発生が被害を大きくする主な要因であるので、出火防止の徹底を図るため、毎月1日を「防災の日」とし、各家庭においては、次の事項に重点をおいて常に点検整備をする。

- ① 暖房用、調理用設備器具の周辺を整理整頓する。

② 電気のコンセントにゴミほこりがたまっていないか確認する。

③ その他建物等の危険箇所の確認

(2) 初期消火対策

地域内に火災が発生した場合、迅速に消火活動を行い、初期に消火することができるようにするため、消火器、バケツ等を各家庭で備えておく。

9. 避難誘導

災害の発生が予測されるとき、地域住民の人命に危険が生じ、また、生じる恐れがあるときは、次により避難を行う。

(1) 町長から避難指示等避難情報が発令されたとき、又は自主防災会長が必要であると認めたときは、自主防災会長は、副会長及び各班長に対し避難誘導の指示を行うとともに、全住民に対し、避難情報の種類に対応した避難行動を発令する。

(2) 平常時での班ごとの居住人員数、災害発生時での避難者数(戸数・人員)を記録する。

10. 災害時要支援者対策

(1) 災害時における要支援者を迅速に安全に避難させるため、災害時要支援者リスト(資料3)・支え愛マップ及び個別避難計画等を作成し、最新のものを整備する。

(2) 要支援者班は、班長の指示に基づき避難資機材等を使用し要支援者を安全に避難所へ避難させる。

11. 給食・給水

避難所等における給食及び給水は、次により行う。

(1) 給食給水班は、町から配分された食料又は地域内家庭等から提供を受けた食料等を配布し、または炊出し等を行う。

(2) 給食給水班は、町から提供された飲料水及び自治会の備蓄用飲料水や、井戸(さん宅)等により確保した飲料水で給水活動を行う。

12. 防災資機材等

防災資機材等の配備及び管理に関しては、毎月の自警団点検日及び毎年 of 防災訓練の実施日に全資器材を点検するとともに、追加する資機材等を検討する。

(1) 自治会が保有する防災資機材

保管場所	物資名	数量	備考
消防ポンプ格納庫	ヘルメット		自警団員
	ヘッドライト		自警団員
	赤色誘導灯		
	リヤカー		
	車いす		

	投光器		
	コードリール		
	発電機		
	ビニールシート		
	スコップ		角1・剣先1
	鳶口		
公民館	毛布		
	電池メガホン		
	保存食		アルファ米
	保存水		ペットボトル
	飲用井戸水	県認定	宅井戸

1.3. 支え愛マップと個別避難計画の維持管理

支え愛マップ及び個別避難計画は、自治会役員で情報収集を行い、常に現行化を図り「個別避難計画」は自治会長が厳重に保管管理する。

[資料1] 支え愛マップ(地域防災マップ)

[資料2] 個別避難計画(緊急時連絡先等)

[資料3] 要支援者と支援体制

1.4. 参考資料

[参考1] 避難情報の種類と取るべき避難行動

[参考2] 被害を抑える地域の防災力

[資料2]

災害時要支援者個別避難計画 (自主防災会・自治会)

下記避難支援等関係者に提供した情報について、記載内容に誤りがないことを確認するとともに、若桜町 に報告することを了承します。	
住所 氏名	
避難時に配慮しなくてはならない事項 (あてはまるものすべてに <input checked="" type="checkbox"/>)	
<input type="checkbox"/> 立つことや歩行ができない <input type="checkbox"/> しにくい <input type="checkbox"/> 音が聞こえない <input type="checkbox"/> 聞き取りにくい <input type="checkbox"/> 物が見えない <input type="checkbox"/> 見えにくい <input type="checkbox"/> 言葉や文字の理解がむずかしい <input type="checkbox"/> 危険なことを判断できない <input type="checkbox"/> 顔を見ても知人や家族とわからない <input type="checkbox"/> その他 アルツハイマー <input type="checkbox"/> その他 気になること ()	
同居家族等	続柄()
緊急時の連絡先①	フリガナ 氏名(団体名) 住所 連絡先 電話番号1 : 電話番号2 : メールアドレス: その他: 続柄
緊急時の連絡先②	フリガナ 氏名(団体名) 住所 連絡先 電話番号1 : 電話番号2 : メールアドレス: その他: 続柄
【特記事項】 (不在の時の目印、避難済みの目印) など 不在時: 白いタオル、避難済み: 黄色いタオル (普段いる部屋、寝室の位置)	

支援者情報①	フリガナ 氏名（団体名） 住所 連絡先 電話番号 1： 電話番号 2： メールアドレス： その他：
支援者情報②	フリガナ 氏名（団体名） 住所 連絡先 電話番号 1： 電話番号 2： メールアドレス： その他：
【避難場所等情報】 ※位置・経路・移動するまでの注意すべき事項など	

[資料3]

災害時要支援者の支援体制					資料3
支援隊	要支援者名	支援者名等	避難用具	注意事項	
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
(注1)災害時要支援者とは災害発生時に自力避難が困難な高齢者や障がい者、乳幼児、外国人等をいう					
(注2) 支援者は、要支援者へ声をかけながら<例えば:大丈夫ですか!・気分悪くないですか!・痛くはないですか!等 搬送経路は安全か?・危険な場所はないか?安全を第一優先に確認しながら搬送する。					
決して無理をしない(支援要請等)					

[参考 1]

★避難情報の種類と取るべき避難行動

避難情報の種類	住民等にとってのべき避難行動
避難準備・高齢者等避難開始	お年寄りの方、身体の不自由な方、小さな子どものいらっしゃる方など避難に時間がかかる方と、その避難を支援する方、川沿いにお住まいの方は <u>避難を開始してください。</u> なお、避難場所への避難が困難な場合は、近くの安全な場所に避難してください。
避難指示(緊急)	<u>速やかに避難を開始してください。</u> 外が危険な場合は、屋内の高い所に避難してください。 未だ避難していない方は <u>緊急に避難してください。</u> 外が危険な場合は、屋内の高い所に緊急に避難してください。

[参考 2]

★被害を抑える地域の防災力

